

令和5(2023)年度生活保護法施行事務監査(医療扶助の適正実施)の実施状況

1 事務監査の状況

事務監査は、関東信越厚生局管内のうち、30都県市を対象に実施しました。

2 事務監査結果

事務監査結果の集計及び概要は以下のとおりです。

(1) 監査結果の集計

指 摘 事 項	文書指摘 件 数	口頭指摘 件 数	計
第1 指定医療機関に対する指導等の実施状況	0	4	4
1 指定事務			
(1) 医療機関の指定等事務	0	0	0
2 体制等			
(1) 指定医療機関の指導等業務等に関する体制	0	0	0
3 一般指導			
(1) 一般指導の実施状況	0	1	1
4 個別指導	0	3	3
(1) 個別指導の実施状況	0	0	0
(2) 個別指導実施計画の策定	0	0	0
(3) 個別指導対象医療機関の選定	0	0	0
(4) 個別指導の方法等(事前準備)	0	0	0
(5) 個別指導の方法等(指導当日)	0	3	3
(6) 個別指導後の措置	0	0	0
5 検査	0	0	0
6 その他	0	0	0
第2 自立支援医療制度の活用徹底	0	1	1
第3 向精神薬の重複処方における適正受診の徹底	0	1	1
第4 頻回受診に係る適正受診指導	0	0	0
合 計	0	6	6

(2) 指導監査結果の概要

指 摘 事 項	主 な 内 容
第1 指定医療機関に対する都県市の指導等の実施状況	
一般指導における指定医療機関向けの手引書等の作成について	指定医療機関に対し、医療扶助に関する手続等をより分かりやすく周知するため、指定医療機関向けの手引書等を作成すること。
個別指導における嘱託医の同行について	指定医療機関へ個別指導を実施する際には、嘱託医が同行できるよう検討すること。
第2 自立支援医療の適用状況	
自立支援医療の活用徹底に関する取組状況について	「生活保護法の医療扶助における向精神薬の重複処方適正化等について」(平成28年3月31日社援保発0331第12号)の「1 医療扶助の給付と精神通院医療の給付の間における向精神薬の重複処方への対応について」に係る取組について、当該通知に基づき適切に実施すること。
第3 向精神薬における重複処方の改善状況	
向精神薬の重複処方における適正受診の徹底に関する取組状況について	向精神薬の重複処方における適正受診の徹底について、改善に向けての取組が不十分である事例が認められたので、主治医等への確認や医療機関と協力して適正受診指導の徹底を図ること。